

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型事業者に対し、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を義務付けること等のため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の概要

- (1) 就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業者について、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行う旨の義務規定を設ける。
- (2) 就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならない旨の規定を設ける。
- (3) 就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業者が定めるべき運営規程の項目として、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃を追加する。

3 施行期日

平成29年4月1日

(参考)

○就労継続支援A型事業者

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者に行われる、生産活動その他活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う事業者

○指定就労継続支援A型事業者

就労継続支援A型事業者のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定を受けた事業。サービスに要する費用の9割が公費負担となる。